

事 務 連 絡

令和 4 年 4 月 7 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「就労支援事業会計の運用ガイドライン」について

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今般、令和 3 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「就労継続支援 A 型事業所における就労継続支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究」において、「就労支援事業会計の運用ガイドライン」が作成されました。

本ガイドラインは、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成 18 年 10 月 2 日社援発第 1002001 号社会・援護局長通知）及び『「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正に伴う留意事項の説明』（平成 25 年 1 月 15 日社会・援護局障害保健福祉部障害者福祉課事務連絡）において示している就労支援の事業における会計処理について、会計処理の実例や留意すべき事項等を、網羅的かつ分かりやすく示すことで、就労系障害福祉サービス事業所等を運営する法人の会計処理が円滑に行われる一助となることを目的にまとめられたものです。

併せて、本ガイドラインの活用により、実地指導時における都道府県等の担当者と法人との認識のずれの解消等も期待されております。

つきましては、上記の目的を踏まえて、本ガイドラインが各法人の会計処理において活用されるよう、管内市町村、事業所等へ周知いただきますようお願いいたします。

【照会先】厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 大工（だいく）

TEL : 03-5253-1111（内線 3018）